○東北地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
奥州市水沢真城字土手根一〇四番一から同市水沢上姉体六丁目一〇番六まで	前	三二・二八～一四八・六六メートル
	後	三一・八九～一四八・六六メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十二号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和七年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

令和七年十月二十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

認定更新番号表

（令和７年10月１日）

製造業者名 浄化槽の名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
株式会社西原ネオ 代表取締役　月橋　伸夫 ネオ浄化そう　ＮＣＩ－Ａ型	３－20Ｋ－Ｈ－001	３－25Ｋ－Ｈ－001
〃　ＮＣＩ－Ｂ１型	〃　－１	〃　－１
〃　ＮＣＩ－Ｂ２型	〃　－２	〃　－２
〃　ＮＣＩ－Ｂ３型	〃　－３	〃　－３
〃　ＮＣＩ－Ｃ１型	〃　－４	〃　－４
〃　ＮＣＩ－Ｃ２型	〃　－５	〃　－５
〃　ＮＣＩ－Ｃ３型	〃　－６	〃　－６
〃　ＮＣＩ－Ｄ型	〃　－７	〃　－７
株式会社ハウステック 代表取締役社長　新井　仁		
名称なし　ＪＲＮ２－Ａ１型（101～500）	３－20Ｋ－６ＢＲ－001	３－25Ｋ－６ＢＲ－001
〃　ＪＲＮ２－Ａ２型（101～500）	〃　－１	〃　－１
〃　ＪＲＮ２－Ａ３型（101～500）	〃　－２	〃　－２
〃　ＪＲＮ２－Ａ４型（101～500）	〃　－３	〃　－３
〃　ＪＲＮ２－Ａ５型（200～500）	〃　－４	〃　－４
〃　ＪＲＮ２－Ａ６型（200～500）	〃　－５	〃　－５
〃　ＪＲＮ２－Ａ12型（300～500）	〃　－６	〃　－６
名称なし　ＪＴＮ２－Ａ１型（51～500）	３－20Ｋ－６ＢＴ－001	３－25Ｋ－６ＢＴ－001
〃　ＪＴＮ２－Ａ２型（51～500）	〃　－１	〃　－１
〃　ＪＴＮ２－Ａ３型（51～500）	〃　－２	〃　－２
〃　ＪＴＮ２－Ａ４型（51～500）	〃　－３	〃　－３
〃　ＪＴＮ２－Ｂ３型（51～500）	〃　－４	〃　－４
〃　ＪＴＮ２－Ｂ４型（51～500）	〃　－５	〃　－５
高度処理型小規模合併処理浄化槽 ＫＢＲ１－５型	３－20Ｋ－Ｈ－002	３－25Ｋ－Ｈ－002
〃　ＫＢＲ１－７型	〃　－１	〃　－１
〃　ＫＢＲ１－10型	〃　－２	〃　－２

○北陸地方整備局告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十日から二週間北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十日

北陸地方整備局長　高松　論

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百七十号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
高岡市六家一〇番から同市六家二五番三まで	〇・〇〇～六・七七メートル　〇・〇五九キロメートル

四　指定する期日　令和七年十月二十日

○北陸地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十日

北陸地方整備局長　高松　論

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十号	高岡市六家一〇番から同市六家二五番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月二十日

○中部地方整備局告示第九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
国道一号	三重県三重郡朝日町大字小向字御田三〇八番一から同町大字小向字御田二五〇番八まで	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月二十日